

通告にしがいまして質問をさせていただきます。

1、 介護保険制度の見直しにあたって

(1) 利用しやすい介護保険制度にするために

2004年に発表された「国民生活に関する世論調査」の「政府への要望」では、年金・医療等の「社会保障改革」をあげた人が67.7%となり、「景気対策」を抜いて初めてトップになっております。第2次小泉内閣に「一番力を入れてほしいこと」という朝日新聞の世論調査でも、「年金・福祉」が52%でトップです。介護保険制度は、来年度、5年目で見直しがおこなわれようとしています。その中身は、1番に、在宅サービスを見直して、要支援、介護度1の軽度の人たちを、介護給付でなく「新・予防給付」に切り替えるとしていること。2番目に在宅と施設の均衡をはかるとして政府はホテルコスト（家賃・高熱費）や食費を新たに徴収しようとしています。そして、「先おくり」されましたが、利用料を1割負担から2～3割負担に変更、保険料を20歳から導入を考えるなど、被保険者の負担をますます増やそうとしているのです。そこで質問です。

ア、先の代表質問で、共産党市議団藤沢議員の質問に対して、「国の見直し案は要支援、要介護1の認定者に対するホーム・ヘルプサービスなどの介護サービス利用を一律に制限するものではなく、新たな予防給付を利用することで介護度の改善をはかるなど、サービスの質的な見直しを図ろうとしている」とお答えになりました。しかし、そもそも、軽度の要介護者を含め在宅で少しでもくらしやすくなるように援助することが、介護保険の大きな役割なのです。1番よく利用されているホーム・ヘルプサービスは在宅介護の重要な役割があるのです。そういうサービスがより利用できにくくなって「筋力向上トレーニング」等の「予防給付」に質を変えるのでは、在宅でのくらしそのものになりたたなくなるのではないのでしょうか。

イ、すでに、2300の自治体で、「介護予防、地域支えあい事業」がスタートしていると聞いています。岡山市の場合は施行しているのでしょうか。

ウ、施行しているのでしたらその内容と今後のとりくみについてお聞かせください。

エ、来年4月からは、介護保険利用料の負担率があがることによって、非課税の人も6%から10%になるホーム・ヘルプサービスの利用者が減少することが心配です。負担できなくてサービスを受けられなくなった、方への介護保障はどうされようとしていますか。実態調査はされましたか。

オ、介護保険制度がはじまった時点で、すでに施設に入所されて居た方の利用料の減額制度がありましたが、5年間の経過措置の後減額制度がなくなります。そのことで影響

を受ける方は何人おられますか。実態調査はしていただきましたか。

カ、施設をでなければならぬようなことにならないよう措置を考えていただきたいかがでしょうか。

キ、施設負担の見直しとして、ホテルコストを導入する理由は、在宅と施設の利用者負担が「不公平・不均衡」ということです。負担の不均衡が問題であるならば、暮らしを守る観点で、低い方に合わせるべきです。それにしても、1ヶ月10万円以上かかる費用は年金で生活している高齢者にはとても負担のできる額ではありません。国の動向を見守るのではなく、岡山市の実態を踏まえて、ホテルコスト導入は見直すべきだと国に意見を言っていただきたいかがでしょうか。

ク、国民年金の満額の給付で6万円の人は、10万円以上かかる費用をどうやって払うことになるのでしょうか。貯金を取り崩し自分の資産がなくなったら扶養義務者からの支援になるのですか。

ケ、ある事業所で調べた実態調査によりますと、保険料区分の第1段階、第2段階、第3段階の方は全体の84.7%です。住民税非課税世帯が全体の80%以上になっているのが現実です。低所得者のための減免制度が必要だと思いましたがいかがですか。ホーム・ヘルプサービスの利用料を市の独自予算で据え置くとすればその財源はいくらでしょうか。

(2) 障害者施策との関係について

介護保険との関連性については当面見送りになる可能性が強くなりましたので、割愛させていただきます。

2、教育としての学校給食をめざして

(1) 学校給食の改善について

平成12年度の学校給食運営審議会の答申によって、さまざまな視点で学校給食を改善していく提案がされ、平成14年度から18年度まで5年以内という設定目標のもとで、毎年、年度ごとに、学校給食運営検討委員会で評価をし、次年度の改善目標を決めているところです。平成15年度の達成度・取り組みを見てみますと、共同献立を基本献立に変更する。米飯給食を全校で週3日実施に拡大するなど、27項目のうち10項目については、100%目標達成、8項目が90%以上目標を達成しております。その中で、今後の改善に向けていくつか質問をさせていただきます。

- ア、生産者との連携強化による地場産食材の使用について、今年度の目標80校に対して87校と目標を大幅に超えて達成をしております。新風会、太田議員の代表質問の答弁では、野菜、果物の使用割合の推移について、平成13、14、15年の3年間の割合を果物では、1.4%、から3.1%、野菜では、7.2%、から10.2%になったとのことでした。年々、高くなっているものの、まだ、地場産の経済効果、生産者の顔の見える食材、という食育の観点からも不十分といわざるを得ません。実は、平成16年度の改善目標は15%を設定しているからです、目標達成のためには、生産者の育成も含めて、大量に購入できる体制づくり、しくみづくりが必要と思いますが、教育委員会のご見解をお聞かせください。
- イ、地域の生産者などつながって地域の農産物を取り入れる学校が増えており職員が独自の努力をしていると思いますが。このとりくみについて教育委員会はどのように評価しているのかお聞かせください。また、今後一層拡大していくことが必要と考えますがご見解をお聞かせください。
- ウ、自校炊飯方式の拡大について、15年度、5校増やす目標でありながら、1校も達成できていないのは、なぜなのでしょう。
- エ、電気容量等などの対応つまり設備面の未設置であるなら早急に改善を要望しますがいかがでしょうか。
- オ、「学校運営委員会への支援」について、平成12年より保護者を含めた学校給食関係者が一致協力して、望ましい学校給食のあり方をめざした意見交換の場を定例的に持つことになりました。それまで、子供たちや、保護者の意見を言う場がほとんどなかったので大いに開催することを望みます。15年度の目標は「全校で延べ260回開催する」に対して、99校、204回の達成率でした。そして、平成16年度はそれに加えて、「献立協議の充実」「給食費協議の充実」が加わりました。特に「全校の学校給食運営委員会で、年間指導計画や行事、地場産食材等の活用に対応した献立につ

いて協議する」という目標に対して、どういう達成率になりましたか。

カ、達成するために教育委員会はどのような支援をしましたか。

キ、その他、平成 15 年の 11 月定例会において、議員の学校給食の食材手数料についての質問に、教育長は「学校給食の食材手数料を従来の 3% を 2.5% に引き下げておりまして、さらに手数料を引き下げる検討を求めてまいりたい」と答えておられます。検討を求めた内容はどんなことでしょうか。その後の進捗状況をお聞かせください。

ク、安全・衛生管理について、特に、赤田給食センターの配送業務において、平成 14 年から保温保冷コンテナを使用しております。しかし、センターから配送される学校は 5 校で、竜操中は比較的近いですが、東山中、操山中、上南中、岡輝中と広範囲です。委託料は 1 食あたり、128 円と安いけれども、副食の残量率は 22.8% と非常に高くなっております。やはり長距離の配送ではおいしいものもおいしくなくなるのではないのでしょうか。センター業務を見直して、条件のある岡輝中・東山中は地域の学校で親子給食にしてはいかがでしょうか。

(2) 民間委託で豊かな食教育を担えるか。

財政難を理由に民間委託開始時の 1 食あたりのコストが 710 円、その多くが人件費であることを問題にされ、平成 12 年 9 月より、調理業務の民間委託がはじまりました。学校給食を民間委託することは、単にコストを削減するというだけでなく、学校給食の持つ豊かな可能性、地域の食や農業の発展などを否定し、学校給食を通じて、大変な問題を抱えている地域や家庭の食、子どもたちの食や豊かな育ち、地域農業などを豊かに発展させる道を閉ざすものだとは私は考えています。来年 5 年目を向かえその後の見直しの時期がまじかに迫っています。そこで、質問をさせていただきます。

ア、残量率について、今年度まで民間委託された学校の 5 年間の残量率を見てみますと、しだいに、増えていることがわかります。特に、直営から民間委託した年度は急に増量になっています。このことを、教育委員会としてはどのように分析されていますか。

イ、1 食あたりの給食業務委託料の 4 年間の推移をみてみますと、たとえば、馬屋下小・藤田中の場合、平成 12 年に 1 食あたり 166 円であったものが、平成 15 年には、200 円になっています。幸島小では、平成 13 年が 265 円であったものが平成 15 年には 279 円、高松中は平成 13 年に 144 円であったものが平成 15 年には 151 円になるなど全体に少しづつ上がっております。委託料は値上がりしていき全国の例では直営よりも高くなった報告もあります。東京都杉並区では、民間委託をめぐる訴訟が起こされ、コスト面からみて、直営でパート職員や臨時を配置して運営したほうが民間委託よりコストはやすくなるとの判決が出ていますが教育長のご所見をお聞かせください。

- ウ、岡山市では、直営でパート職員や臨時職員を配置した場合の試算をしたことはありませんか。あるのなら、その直営と民間委託を比較した場合経費はどのようになるのかお示してください。
- エ、今年、文教委員会で、民間委託校の御南中学校の給食を試食させていただきました。御南中学校では、7人の調理員で、700人弱の給食を調理しています。その業務は仕事内容も仕事をする時間も一人一人まったくちがっています。調理場での作業の手順もすべて細かく分けられ、毎朝、栄養士がその内容を作成して、指示しているという状況です。こういった調理員との中で、地場産の食材を多く使い、子どもに豊かな食を提供することが可能なのでしょうか。調理員も子どもの教育者のひとりであるという位置づけをすることが大事だと思います。このような観点からも、直営校との格差があるとかんがえますが、ご所見をお願いします。
- オ、教育委員会は子どもの人数の35%までを民間委託にする方針で毎年委託校を増やしております。来年度もまた、6校増やす案が今議会に出されています。給食水準の維持向上を図るためにも、民間委託方針の見直しが必要とおもわれますがいかがでしょうか。

3、学童クラブの充実にむけて

次に、学童クラブについて、質問させていただきます。

(1) 大規模クラブ対策について

現在、71人以上のクラブが18クラブ、100人以上のクラブが3クラブあります。

まず、ア、来年度の状況として、71人以上のクラブ数、100人以上のクラブ数の見込みがどうなっているのか、お示してください。

次に、9日の太田正孝議員に対する保健福祉局長の答弁を踏まえて質問をさせていただきます。

イ、今年10月21日に総合政策審議会、保健・福祉部会がありました。私も傍聴に行かせていただきました。学童クラブの大規模クラブ・障害児受け入れについての審議でした。部会の大勢は、「補助金の額を上げたほうがよい」というものでした。

厚生労働省の補助基準には、大規模加算額として、「児童数36～70人の放課後児童クラブ」「児童数71人以上の放課後児童クラブ」ということになっていますが、100人のクラブも同じ基準というのは無理があると思います。9日の太田議員の質問で「補助金の制度を検討する」と答えておられますが、「71人以上のランクより上のランクを設定する」と受け止めてよいのでしょうか。

ウ、施設、設備について、学童保育は保護者の就労支援の場でもありますが、子どもの発達保障の場でもあります。厚生労働省が「子ども未来財団」に依頼してまとめた調査報告書によりますと、指導員が指導上望ましいとする規模は30人とまとめています。大規模クラブにおいて、子どもが放課後を過ごすのにふさわしい場所にしていくためにどのように改善しようとしているのかお答えください。

(2) 障害児の放課後を保障するために

平成15年度より、障害児加算がつくようになりまして、受け入れるクラブが増え、平成12年に16クラブ21人だったものが、平成16年度には、33クラブ55人になっています。また、障害児の学童クラブも設立されまして、旭川荘の療育園内に「さくら児童クラブ」養護学校内にも条件が整えば設立できるところまでになりました。そこで質問をさせていただきます。

ア、現在、保育園、幼稚園に通っている来年就学する障害児は保育園では公立、私立含めて90人、幼稚園には62人おられます。

今後も、学童クラブを希望する子どもは増えていくことが予想されます。障害児加算を加配指導員の人件費並に見直す必要があると思いますがご所見をお願いします。

イ、総合政策審議会、保健・福祉部会で、障害児の学童クラブの場合は、3年生までという条件は緩和したほうがよいという意見がありました。障害の重い子どもの場合は学年の制限を引き上げることを望みますがいかがでしょうか。

4、笠井山公園の整備について

笠井山公園は、平成 14 年に出された、岡山市公園整備計画の中で、1 番目に都市基幹公園の中の総合公園として位置づけられています。総合公園は「都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること」を目的とする公園。2 番目に、緩衝緑地帯の中の風致公園、特殊公園として位置づけられています。風致公園はその名のごとく、風致、景観の優れた場所で、住民がそれらを楽しむため。特殊公園は、墓園の機能をもっていることから墓参りと同時に散歩、休息等戸外で自然とのふれあいを享受できるように考慮するように。という位置づけになっています。笠井山公園は JR 津山線備前原駅から自動車で、約 20 分、徒歩で、3 KM の登山道を通れば、1 時間で展望台に着きます。展望台に上がれば、市内が一望に見渡せることができるように作られています。天気の良い日には、四国まで見渡すことができる高さです。展望台のふもとには、福田英子の碑や満蒙開拓者少年義勇軍の碑もあります。ところが、昼間でも薄暗い自動車道、沿線はあちこちにゴミの不法投棄がみられるなど、市民の憩いの場所からかけ離れていっている現状を、公園整備計画の方針に添ったものにして、整備する必要があるのではないのでしょうか。そこで、

- 1、公園整備計画の中では、「魅力的で特色ある公園づくりの必要性」「魅力的で特色ある公園の整備方針」がいくつかかけてありますが、笠井山公園の場合どうされようとしているのでしょうか。
- 2、公園の清掃、除草作業、公園に設置してある遊具などの点検及び異常時の連絡、公園の樹木、草花の管理、公園利用者への適正な施設利用の呼びかけ、公共施設愛護思想の普及は、地元町内会との連携が必要な部分もあるかと思いますが、どのようにされようとしていますか。
- 3、樹木が成長し、見通しが悪くなってきていることや、風紀面においても環境の悪化がおき利用者や周辺住民の不安感を募らせている現状から脱却するだけでなく今後明るい環境整備にしていくためにどうされますか。
- 4、「健康市民おかやま 21」の実践の場として自然環境を生かした健康作りの公園にできないかと提案させていただきます。市民の健康づくりや豊かな自然を学ぶ生涯学習の場として位置づけ、その整備は市民・企業も参加して協働で推進する、体制づくりが必要だと思えます。今後、笠井山公園で市民協働の公園づくりを推進していただきたいのですがご所見をお願いします。
- 5、笠井山は秋になると日本列島を北東から南西に移動するタカ類を観察することができます。そして、国蝶である「オオムラサキ」の生息が確認されています。又、「おみなえし」「キキョウ」などの秋の七草もあります。このように、里山の生物が生息しやすい環境をつくれれば、すばらしい総合公園として市民に愛される公園としてよみがえるのではないかと提案させていただきます。ご所見をお願いします。